平成２７年（再イ）第１５７号
大阪市東成区東小橋２丁目８番25号プランドールＫ403号
再生債務者　松本　浩和
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年11月11日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年11月16日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（再イ）第３３７号
大阪府豊中市中桜塚５丁目22番12―202号
再生債務者　大山　哲司
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年11月11日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年11月16日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（再イ）第４５号
大阪府羽曳野市高鷲４丁目９番３―316号
再生債務者　佐藤　義行
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年11月11日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年11月16日
大阪地方裁判所堺支部個人再生係

平成２７年（再イ）第２９号
宮城県塩竈市字庚塚128番地94
再生債務者　阿部　弘明
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年11月12日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年11月16日
仙台地方裁判所第４民事部

平成２７年（再イ）第３０８号
大阪府門真市舟田町11番９号
再生債務者　須古　幸廣
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年11月12日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年11月16日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（再イ）第４９号
大阪府河内長野市南青葉台７番13号
再生債務者　前川　宏暁
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年11月12日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年11月16日
大阪地方裁判所堺支部個人再生係

平成２７年（再イ）第９号
岡山県倉敷市連島町鶴新田2802番地―405号（住民票上の住所）岡山県井原市野上町1489番地
再生債務者　大平　文夫
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年11月12日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年11月17日　岡山地方裁判所倉敷支部

平成２７年（再イ）第７９号
千葉県千葉市中央区出洲港９番９号
再生債務者　小野　隆典
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年11月13日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年11月17日
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（再イ）第１４１号
愛知県愛西市西保町森浦124番地
再生債務者　墨　　華代
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年11月13日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年11月16日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（再イ）第１４９号
名古屋市西区庄内通５丁目７番地の１　グリーンハイツ庄内通701号
再生債務者　石山　真司
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年11月13日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年11月16日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（再イ）第３２号
三重県四日市市大字塩浜2860番地78　別府一馬方
再生債務者　堀本　義他
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年11月13日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年11月17日　津地方裁判所四日市支部

平成２７年（再イ）第６号
和歌山県田辺市中万呂463番地の20
再生債務者　奥邨　大助
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年11月13日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年11月17日
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２７年（再イ）第３２号
愛知県豊田市大林町10丁目２番２号　アンシャンテ大林101号
再生債務者　池田　宏嗣
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年11月16日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年11月17日
名古屋地方裁判所岡崎支部

平成２７年（再イ）第４８号
広島県廿日市市山陽園２番18号
再生債務者　梶山　　卓
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年11月16日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年11月17日
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（再イ）第１１号
広島県福山市御幸町森脇633―１　Ａ棟109
再生債務者　田中　伸男
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年11月16日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年11月17日
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２７年（再イ）第１２号
山口県下関市新椋野２丁目２番23号
再生債務者　ＡＣ．ＴＥＣこと　上田　忠司
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年11月16日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年11月17日
山口地方裁判所下関支部再生係

独立行政法人都市再生機構公告

独立行政法人都市再生機構西日本支社公告第２号

大阪都市計画事業大阪駅北大深西地区土地区画整理審議会委員選挙の選挙期日を平成28年２月11日と定めたので、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第19条の規定に基づき、公告する。

また、この選挙についての選挙人名簿を、下記のとおり縦覧に供するので、同令第21条第２項において準用する同令第３条の規定に基づき、公告する。

平成 27 年 11 月 30 日

独立行政法人都市再生機構西日本支社
支社長　西村　志郎

記

1　縦覧期間　平成27年12月21日から12月28日
平成28年１月４日から１月９日
（縦覧期間14日間）
2　縦覧時間　午前９時15分から
午後５時40分まで
3　縦覧場所　大阪府大阪市北区大深町４番20号
グランフロント大阪タワーＡ17階
独立行政法人都市再生機構
西日本支社うめきた都市再生事務所